

【議案】 定款変更の件

事務所移転のため、現行定款の一部を次のとおり改訂することといたします。
改定案は、別紙「新定款案」を参照ください。

1. 第1章 所在地 「千代田区」→「新宿区」
2. 第10章 「最初の事業年度」に関する記載を削除
3. 最終条文の欄外に「施行日」を記載
4. 定款の末尾に「代表理事の署名欄押印」欄を記載

下線：変更箇所

新定款案	現定款
<p>第1章 総則 (主たる事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p>	<p>第1章 総則 (主たる事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。</p>
<p>第10章 附則 (法令の準拠) 第44条 定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。</p> <p><u>この定款の変更は、令和3年2月1日から施行する。</u></p> <p>令和3年2月1日 一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ 代表理事 面谷 信 ㊟</p>	<p>第10章 附則 <u>(最初の事業年度)</u> 第44条 第36条の規定にかかわらず当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。</p> <p>第45条 当法人の設立時の役員は、次の通りであり、任期は平成26年3月31日に終了する事業年度に関する定時社員総会終結のときまでとする。</p> <p>設立時理事 (会長) 飯村 靖文 設立時理事 (副会長) 別井 圭一 設立時理事 東 和文 設立時理事 奥村 治彦 設立時理事 志賀 智一 設立時理事 高取 憲一 設立時理事 伊達 宗和 設立時理事 藤掛 英夫 設立時代表理事 (会長) 飯村 靖文 設立時監事 櫻井 宏巳</p>

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 46 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

設立時社員 1 住所

氏名 東 和文

設立時社員 2 住所

氏名 飯村 靖文

設立時社員 3 住所

氏名 奥村 治彦

設立時社員 4 住所

氏名 櫻井 宏巳

設立時社員 5 住所

氏名 志賀 智一

設立時社員 6 住所

氏名 高取 憲一

設立時社員 7 住所

氏名 伊達 宗和

設立時社員 8 住所

氏名 藤掛 英夫

設立時社員 9 住所

氏名 別井 圭一

(法令の準拠)

第 47 条 定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ設立のため、設立時社員 東 和文、同 飯村 靖文、同 奥村 治彦、同 櫻井 宏巳、同 志賀 智一、同 高取 憲一、

同 伊達 宗和、同 藤掛 英夫、同 別井 圭一は、この定款を作成し、これに記名押印する。

平成 26 年 2 月 8 日

	設立時社員	住所
	氏名	東 和文
	設立時社員	住所
	氏名	飯村 靖文
	設立時社員	住所
	氏名	奥村 治彦
	設立時社員	住所
	氏名	櫻井 宏巳
	設立時社員	住所
	氏名	志賀 智一
	設立時社員	住所
	氏名	高取 憲一
	設立時社員	住所
	氏名	伊達 宗和
	設立時社員	住所
	氏名	藤掛 英夫
	設立時社員	住所
	氏名	別井 圭一

以上